

公共事業再評価調書（再々評価）

所管課： 道路街路課

1 事業概要  (整備目的)	事業名：一般県道 城辺下地線道路改築事業		前再評価年度：平成16年度	
	事業種別：一般県道改築事業	事業主体：沖縄県		(H7~H19)
	事業箇所：宮古島市	根拠法令：道路法		事業期間：H7~H24
	総事業費(百万円)： (4,000) 2,899	費用内訳：補助 9/10		(L=11.2Km W=17.0m) 事業量：L= 5.7km W=17.0m
一般県道城辺下地線は、宮古島西海岸の国道390号と東海岸の主要地方道保良西里線を連結し、宮古島中間部を横断する重要な路線である。 しかし、その現道は、車道幅員4.5m程度の歩道のない幅員狭小な道路であり、道路構造令の規格を満たしていないため、車輛の安全かつ円滑な通行に支障をきたし、また歩行者の安全な通行も阻害されている状態である。 当該路線の整備は、主要幹線道路を横断的に結び、交通ネットワークを補完するために計画された重要な幹線道路で、地域間の交流を促進し、農業をはじめとする地域産業の活性化を支援し、また、各観光施設へのアクセス道路としての役割も果たし、宮古島の地域経済振興に大きく寄与するものである。				
1-2前再評価以降の計画変更	総事業費の減について、事業区間の見直し(11.2km→5.7km)を行ったため。 事業期間の延伸については、共有地の未相続や相続人の所在不明などにより、契約を締結するのに時間を要しているため。			
2 再評価該当項目	■ <input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他( )			
3 再評価に至った主な要因  (具体的理由)	■ <input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他( ) 共有地の未相続や相続人の所在不明等で、契約を締結するのに時間を要している。			
4 事業の進捗状況  (H21.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)
	計画	2,899	5.7	102.8
	実施済率	2,303 79%	4.2 74%	100.0 97%
4-2前再評価以降の主な進捗	工事については、L=1,906mの道路整備が進捗している。 用地については、97筆の用地買収が完了し、残り未買収地は、13筆となっている。現在、共有地の相続関係7筆については、土地収用法に基づく取得の調整を進めている。残り6筆(うち国有地5筆)については、任意交渉中である。			
5 事業効果の評価指標  (検討年50年) (基準年H21) (単位:百万円)	① 走行時間短縮 ② 走行経費低減 ③ 交通事故減少  総便益 基準年換算(B)	20,749 3,763 980  25,492 10,400	① 事業費 ② 維持管理費  総費用 基準年換算(C)	2,800 730  3,530 3,700
費用便益比(B/C) = 10,400 / 3,700 = 2.8				
6 事業を巡る状況の変化	① 社会・経済：平成17年10月には旧5市町村の合併により宮古島市が誕生した。平成20年3月に策定した宮古島市の第1次宮古島市総合計画の基本目標の中で「快適な暮らしを支える生活基盤の整った島(交通ネットワークの機能向上)」として位置づけされており、主要幹線道路を横断的に結ぶ本路線の整備は重要である。 ② 地元・自治体：平成20年7月に、宮古島市から県道城辺下地線の整備促進についての要請が出された。 ③ 利害関係者：未買収用地の7筆について、共有地の相続未登記や行方不明者等により権利者の確定が困難な状況であり、土地収用法に基づく取得の調整を進めている。			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 当該路線の周辺には農地が多数あり、生産物の関連施設への輸送路を確保し地域産業の活性化や一部が通学路、生活道路となっているので交通安全のために、早期に整備する必要がある。また、宮古島の東西を結び、比較的開発の遅れている東部の地域振興を支援するために必要である。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 当該計画道路は、生活道路としての利便性・安全性の確保や、観光支援道路としてのアクセス機能の向上のため、現道拡幅により実施しており、用地取得率も約97%に達しているため、現計画の推進が効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 保良西里線から平良城辺線の区間においては、整備がほぼ完了しており、生活道路や東海岸の観光地へのアクセス道路として利用され、また農産物の関連施設への輸送路として周辺農地の農業従事者の方々を利用して事業の効果が見られる。			
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等：用地取得を速やかに完了させ、予定の事業期間での完了を目指す。 ② 対住民関係：任意交渉中の6筆(うち国有地5筆)については、平成21年度契約に向けて交渉を進めており、残り相続関係の7筆については、土地収用法に基づく取得の作業を進めている。 ③ 執行体制等：現在の体制で取り組む。			
9 対応方針	■ <input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			
10 その他 (前再評価での 主な意見等)	第2区間(県道友利線交差点~下地町与那覇)については、道路網計画等を踏まえ、地元の意向をよく把握した上で、事業の可否を判断してほしい。			

\* 1事業概要の上段( )は前再評価時点の計画